

## 船橋市ひきこもり支援プラットフォーム設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ひきこもり等の支援に関して、庁内関係部局及び関係機関が相互かつ適時に情報共有を図るとともに、連携して支援に取り組む体制を構築するため、船橋市ひきこもり支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の設置及び運営に必要な事項を定める。

### (役割)

第2条 プラットフォームの役割は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 庁内関係部局及び関係機関が連携して包括的にひきこもり支援を実施する体制の整備を行うこと
- (2) 庁内関係部局及び関係機関の担当者が相互かつ適時に、連絡及び情報共有を図ることのできる関係性の構築を行うこと
- (3) その他ひきこもり支援のために必要と認められる事項

### (事務局)

第3条 プラットフォームの事務局（以下「事務局」という。）は、健康福祉局福祉サービス部地域福祉課及び社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第106条の4第2項第5号に規定する事業を市から受託した事業者が共同で行う。

### (組織)

第4条 プラットフォームは、別表に掲げる部署の担当者（以下「構成員」という。）をもって組織する。

### (会議)

第5条 事務局は、必要に応じてプラットフォーム構成員の全て又は一部を招集し、ひきこもり支援会議（以下「支援会議」という。）を開催できる。

- 2 支援会議は、法第106条の6に規定する支援会議として位置付ける。
- 3 支援会議は、次の各号に掲げる事項を協議・検討する。
  - (1) ひきこもりの状態にある者等に対する支援を図るために必要な情報の交換
  - (2) 個別ケースの具体的な支援計画の作成等に係る協議・検討及び情報共有
  - (3) ひきこもりの状態にある者等が地域において日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制に関する検討
  - (4) その他ひきこもり支援のために必要と認められる事項の協議・検討
- 4 事務局は、必要に応じて、関係者に支援会議への出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 プラットフォーム構成員及び前条第4項の規定により支援会議に出席した関係者は、正当な理由がなく、プラットフォームの業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表

地域包括ケア推進課（地域包括支援センター）
保健総務課
福祉政策課
地域福祉課（「保健と福祉の総合相談窓口」さーくる）
障害福祉課（基幹相談支援センター「ふらっと船橋」）
児童相談所開設準備課（家庭児童相談室）
商工振興課（ふなばし地域若者サポートステーション）
総合教育センター
青少年センター
船橋市社会福祉協議会
船橋公共職業安定所